

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成18年11月16日(2006.11.16)

【公開番号】特開2005-279934(P2005-279934A)

【公開日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2005-040

【出願番号】特願2004-92738(P2004-92738)

【国際特許分類】

B 2 7 B 5/20 (2006.01)

B 2 3 D 45/04 (2006.01)

B 2 3 D 47/02 (2006.01)

【F I】

B 2 7 B 5/20 B

B 2 3 D 45/04 B

B 2 3 D 47/02

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月29日(2006.9.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被加工材を載置可能なベース部と、電動機を収納し、該電動機の駆動により回動する切断刃を回動可能に支持する切断部と、前記切断刃の軸方向とほぼ平行な搖動軸により該切断部を搖動可能に支持する支持部材と、前記切断刃の軸方向にほぼ直交し且つベース部上面とほぼ平行に延びる傾動軸により前記ベース部に対して傾動可能なホルダと、前記ベース部に対する前記ホルダの傾動を規制する傾動規制手段とを有し、前記ホルダが傾動することで前記ベース部上面に対する前記切断刃側面の角度を変更可能な卓上切断機であって、前記傾動規制手段を構成する操作部材の回転軸を前記傾動軸の軸方向に対して直交する方向に延び、且つ鋸刃の側面とほぼ平行に延びるよう配置させたことを特徴とする卓上切断機。

【請求項2】

前記傾動規制手段は、前記操作部材の回動によって前記傾動軸の軸方向に対して直交する方向に移動可能な移動部材を有し、該移動部材の移動によって前記ベース部に対する前記ホルダの傾動を規制可能であることを特徴とする請求項1記載の卓上切断機。

【請求項3】

前記移動部材と前記ホルダとによって前記ベース部の一部を挟持することで前記ベース部に対する前記ホルダの傾動を規制することを特徴とする請求項1あるいは請求項2記載の卓上切断機。

【請求項4】

前記ホルダに前記ベース部と当接可能なベース部当接部を設けると共に、前記ベース部当接部と対面する箇所に前記移動部材と当接可能な移動部材当接部を設け、両当接部間に前記ベース部の一部を介在させると共に、前記移動部材を前記ベース部と前記移動部材当接部との間に配置させ、前記移動部材の移動によって前記移動部材が前記ベース部及び前記移動部材当接部に当接可能としたことを特徴とする請求項3記載の卓上切断機。

【請求項5】

前記移動部材、前記ベース部、前記移動部材当接部の少なくとも一部に前記移動部材の移動方向に向うに従って前記操作部材の軸心側に向うよう傾斜した傾斜面を設けたことを特徴とする請求項4記載の卓上切断機。

【請求項6】

前記操作部材は、前記ホルダに回動可能且つ前記傾動軸の軸心延長線上に向って延びるよう保持されていることを特徴とする請求項1～請求項5のいずれか1項記載の卓上切断機。

【請求項7】

前記移動部材と前記ベース部とによって前記ホルダの一部を挟持することで前記ベース部に対する前記ホルダの傾動を規制することを特徴とする請求項2記載の卓上切断機。

【請求項8】

前記ベース部に前記ホルダと当接可能なホルダ当接部を設けると共に、前記ホルダ当接部と対面する箇所に前記移動部材と当接可能な移動部材当接部を設け、両当接部間に前記ホルダの一部を介在させると共に、前記移動部材を前記ホルダと前記移動部材当接部との間に配置させ、前記移動部材の移動によって前記移動部材が前記ホルダ及び前記移動部材当接部に当接可能としたことを特徴とする請求項7記載の卓上切断機。

【請求項9】

前記移動部材、前記ホルダ、前記移動部材当接部の少なくとも一部に前記移動部材の移動方向に向うに従って前記操作部材の軸心側に向うよう傾斜した傾斜面を設けたことを特徴とする請求項8記載の卓上切断機。

【請求項10】

前記ホルダと前記支持部材との距離を可変とするスライド機構を有することを特徴とする請求項1～請求項10のいずれか1項記載の卓上切断機。

【請求項11】

前記支持部材は前記ホルダに摺動可能に保持されたガイドバーと移動不能に設けられ、前記操作部材は前記ガイドバーと緩衝しない位置に設けられることを特徴とする請求項11記載の卓上切断機。

【請求項12】

前記支持部材は前記ホルダに移動不能に設けられたガイドバー上を摺動可能に設けられることを特徴とする請求項11記載の卓上切断機。

【請求項13】

被加工材を載置可能なベース部と、電動機を収納し、該電動機の駆動により回動する切断刃を回動可能に支持する切断部と、前記切断刃の軸方向とほぼ平行な揺動軸により該切断部を揺動可能に支持する支持部材と、前記切断刃の軸方向にほぼ直交し且つベース部上面とほぼ平行に延びる傾動軸により前記ベース部に対して傾動可能なホルダと、前記ベース部に対する前記ホルダの傾動を規制する傾動規制手段とを有し、前記ホルダが傾動することで前記ベース部上面に対する前記切断刃側面の角度を変更可能な卓上切断機であって、前記傾動規制手段は前記傾動軸の軸方向に直交する方向に移動可能な移動部材を有し、該移動部材の移動によって前記ホルダの前記傾動を規制可能としたことを特徴とする卓上切断機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明によれば、傾動作業時にホルダ後方側に手を回り込ます必要がなく、ホルダ後方に壁や物等がある場合であっても傾動作業を行うことができ、且つ傾動作業時に本体側方後方側に位置せずとも操作部材に手が届くようになり、作業スペースの小型化及び傾動作業の操作性を向上させることができるようになる。

また、傾動固定時に部材間のガタによって、鋸刃が上方に移動し、鋸刃の直角度、切込み位置がずれることがない卓上切断機を提供することができるようになる。